

つなげよう、やさしさのカタチ 広げよう、あいサポートの輪

同じ街に暮らす、たくさんの人々。
 その中には、暮らしの中で誰かの助けを必要とする人も数多くいます。
 例えば、体や精神に障がいのある人。
 障がいのある人は、日常の何気ない場面で、
 誰かのちょっとした思いやりや助けがあれば、
 今よりもずっとイキイキと暮らすことができます。
 一人ひとりがやさしさをカタチで表せたら、
 そしてみんなのやさしさがつながれば、
 きっとこの街はみんなが気持ちよく暮らせる
 場所となります。
 さあ、あなたもあいサポートの輪に入りませんか？

あいサポート運動って何？

様々な障がいの特性を理解し、障がいのある人に温かく接するとともに
 障がいのある人が困っているときに「ちょっとした手助け」を行うことにより
 誰もが暮らしやすい地域社会をつくっていく運動です。
 平成21年11月28日に鳥取県でスタートしました。
 そして、これまでの取組を更に発展させるため、平成29年9月1日から施行された
 「鳥取県民みんなで進める障がい者が暮らしやすい社会づくり条例」
 (愛称:あいサポート条例)では、「あいサポート運動」を
 県民全体で取り組むべき運動と位置づけました。

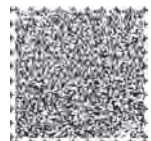


目次

- 視覚障がいについて 2
- 聴覚・言語障がいについて 4
- 盲ろうについて 6
- 肢体不自由について 8
- 内部障がいについて 10
- 重症心身障がいについて 12
- 知的障がいについて 14
- 発達障がいについて 16
- 精神障がいについて 18
- 依存症について 20
- てんかんについて 22
- 高次脳機能障がいについて 24
- 難病について 26
- ヘルプマークについて 28
- ハートフル駐車場利用証制度について 29
- 身体障がい者補助犬について 30
- コミュニケーション支援ボードについて 31
- あいサポート条例について 34
- 障害者差別解消法について 36
- 障害者雇用促進法について 38
- 障がい福祉関係団体一覧 40
- 相談機関一覧(市町村・県) 42

「障がい」? 「障害」?

障がいのある人の思いを大切にし、共生社会の実現を推進するという観点から、鳥取県では、あいサポート条例の創設日である平成21年11月28日以降、「障がい」の表記を「障がい」に変更することにしました。県の文書や広報などで「障害」という用語が人や人の状態を表す場合は、「障がい」と表記しています。ただし、法令や機関の名称、医学用語などでは、「障害」と表記することで意味が失われたり、誤解されたりするおそれがあるため、「障がい」と表記しています。



▲目の不自由な方のための音声コード



▲目の不自由な方のための音声コード